

令和4年第19回教育委員会定例会

開会年月日 令和4年10月7日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委員 岡 田 行 雄
同 委員 坂 口 節 子
同 委員 中 田 尚 代
同 委員 仲 山 英 之

議 題

1 陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕

2 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
(2) 令和4年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報告

(1) 教育長報告

- ① 令和4年第三回練馬区議会定例会における一般質問要旨について
② 令和5年度学校用務業務民間委託について
③ 令和5年度学校給食調理業務民間委託について
④ 練馬区立保育所運営業務委託事業者の決定について
⑤ その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 10時50分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	枝 村 聡
同 学務課長	杉 山 賢 司
同 学校施設課長	柴 宮 深
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	山 本 浩 司

同	副参事	風	間	浩	也
同	学校教育支援センター所長	小	野	弥	生
同	光が丘図書館長	山	崎	直	子
こども家庭部子育て支援課長		山	根	由	美子
同	保育課長	清	水	輝	一
同	保育計画調整課長	吉	川	圭	一
同	青少年課長	石	原	清	年
同	子ども家庭支援センター所長	橋	本	健	太

教育長

ただいまから令和4年第19回教育委員会定例会を開催する。
本日、教育振興部長、こども家庭部長、こども施策企画課長は欠席をさせていただきます。よろしく願います。
それでは、案件に沿って進めさせていただきます。
本日の案件は、陳情1件、協議2件、教育長報告4件である。

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕

教育長

初めに、陳情案件である。
継続審議中の陳情1件については、事務局より、新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。
したがって、本日のところ、継続としたいと思うが、よろしいか。
それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
(2) 令和4年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。
継続審議中の協議案件2件についても、本日のところ継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。
それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 教育長報告

- ① 令和4年第三回練馬区議会定例会における一般質問要旨について

教育長

次に、教育長報告である。本日は、4件の報告事項がある。
それでは、報告の①番について、説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの説明について、ご質問等があれば願います。
仲山委員。

仲山委員

1 ページ目の教育について2の(1)の校則について、基本的なことを教えていただきたいのだが、そもそも校則は誰が制定するのか、それから、改定するときにはどんな手順に従って行うのか、そういったところは決まっているのか。

教育振興部副参事

校則は学校を運営する上で、必要に応じて定めることができるということで規定されている。最終的には学校長の判断になるが、今回の改定では、子供の自主性、主体性を重要視して、子供の声を反映させるような形で改定するよという趣旨で、新しい生徒指導提要に書かれている。

仲山委員

練馬区の場合、学校ごとに校則が違うのか。

教育振興部副参事

そのとおりである。学校ごとに、その特徴、学校規模、それから設立の経緯などが様々のため、それに見合った形で校則または生活の決まりというものが存在している。

仲山委員

分かった。どうもありがとう。

教育長

ほかにないか。

岡田委員。

岡田委員

同じく1ページの生徒指導提要についてだが、現在、学校の先生方は、この生徒指導提要を学ぶ機会がどの程度あるのかを教えていただきたい。

教育振興部副参事

生徒指導提要を学ぶ機会についてだが、各学校で、主に若手教員などに対して、指導のノウハウを伝える場面などで使われていると認識している。練馬区教育委員会としてもこういったものがあるということは紹介しつつ、折に触れて参考にするよというよということで促しているところである。

教育指導課長

少し補足させていただくと、生徒指導提要は、前回のものが平成22年に出されているため、前回から今回の改訂の間で、10年以上が経過している。今回の改訂をもって、全ての内容が突然新しく生まれたというわけではなく、この十数年の間に、例

えば不登校問題であれば、教育機会確保法という、全ての子供たちに社会的な自立を求めするために、様々な教育の場面を提供していこうという考え方とか、いじめについても、いじめ防止対策推進法が制定されて、それに基づいた考え方というのが、都度、学校の方には、様々な研修などを通じて指導に当たっているところである。

今回、この生徒指導提要が一冊のバイブルのような形で出されたので、随時、必要な研修において必要な内容を取り上げて、改めて周知し、学校の生活指導に生かしていくところである。

教育長

ほかにないか。

坂口委員。

坂口委員

4ページの不登校対策の答弁(1)に、「今年5月には、13事業者と特徴ある支援プログラムの情報交換や運営上の課題などの他、学校との連携強化に向けた課題についても、意見交換を行った。」とあるが、非常にいいことかと思う。

「フリースクールに通所している児童生徒は、44名」とあるが、この方たちも出席扱いになっているのか。

それから、高校受験のための学習指導というものもいろいろな形で受けて、ここから高校に進学されるのかもあわせて伺いたい。

教育振興部副参事

フリースクールの状況についてだが、区立小中学校あわせて44名いる中で、全ての児童生徒が出席扱いになっているわけではない。出席扱いの要件については、不登校生徒などに係る文部科学省の通知があり、それに基づいて認めていく方針である。例えば、保護者と学校との間に十分な連携、協力が保たれていることとか、それから、本人、保護者が希望する民間施設の相談、指導が適切な内容であるという判断が必要になる。

また、フリースクールを卒業した後の進学先についてであるが、本当に様々ではある。小学校の場合だと、私立に行かれる場合もあるし、引き続きそういったフリースクール、民間施設をご利用される方もいると聞いている。

中学校の場合についても、家庭の方針で中学校卒業資格を求めていらっしゃる方については、高校進学ということであるし、また引き続き、そういった民間のところをご利用される方もいる。これは、学校教育支援センターの適応指導教室とはまた別のものなので、あくまで民間のことである。

教育長

ほかにないか。

中田委員。

中田委員

同じく4ページのフリースクールについてだが、フリースクールの数はどのくらいあるのか。また、11ページの答弁(2)に、「保育所の空き定員等を活用した未就園児定期預かりに関するモデル事業」について、これは不定期ではなく、定期的に預かるものなのか、一時的な預かりはないのかということをお聞きしたい。

学校教育支援センター所長

フリースクールについてお答えする。

フリースクール自体は非常に数が多いため、全国で幾つあるかというところまではなかなか調査しきれないが、練馬の子供たちが通ったフリースクールは、20校である。

また、先ほどの進学先についての質問だが、今回、不登校の実態調査の中で、進学先についても調査をしている。今、集計中の部分でもあるが、中学生に関しては高校へ上がる段階で、フリースクールだけでも、通信制の高校へ変わる学校がかなりあり、継続してその高校へ進学するお子さんたちが多い傾向にあった。

保育課長

未就園児定期預かりに関するモデル事業についてお答えする。

待機児童がゼロになり、少しずつ保育所の空きが出てきているのが現状である。そもそも空きが出るのが悪いかというと、全くそうではなく、4月の段階で空きがあっても、年度途中から毎月、入園の希望がある。最初に空きがゼロになってしまうと、もう誰も受け入れられない状況になるので、空きがあること自体、悪いことではないが、それがあまりに多いと、当然、経営などにも影響が出る。

来年の4月にこども家庭庁がいよいよ発足するが、発足前に、一つ目玉の事業として、概算要求で定期預かりというものを提出してきた。この概要であるが、もともと児童虐待を受ける子供たちは、乳児、ゼロ歳から2歳のお子さんが多い。在宅でお父さん、お母さんが子育てをされている際に、煮詰まってしまうだろうということで、そういったお子さんを、例えば週に1、2度、定期的に保育園で預かることで、児童虐待の未然防止、早期発見に努めることが有効ではないかという考えを基に、こういった内容を出してきているところである。

私どもの考え方としては、そういったものも有用であるかと感じているところだが、まだ概算要求の段階で、これから国会の審議のため、この状況を注視して、引き続き検討をさせていただきたいとお答えしたところである。

教育長

ほかにないか。

仲山委員。

仲山委員

3ページの英語スピーキングテストについて、質問(1)に「テストを受験しなか

った生徒と受験した生徒の得点が逆転してしまうケースも起こりうる採点方法」とあるが、これはどういうことか、それから、そもそも英語スピーキングテストはどのようにやられているのかお伺いしたい。

教育指導課長

まず、この英語スピーキングテストであるが、学習指導要領の中で、「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」といった英語の4技能をバランスよく運用することが、これから求められていく中で、高校の入学試験において、今までは英語のスピーキングテストというのはなかったわけである。要は、授業では「話す」というスピーキングを求めているのを、高校入学試験では求めているということが、非常にバランスが悪いということで、本来そういった力もきちんと見取るべきであろうということで、都立学校においては英語スピーキングテストの導入に向けて、ここ数年かけて準備をしてきたところである。

ただ、実際に実施するとなると、初めてのことであり、いろいろ現実的な課題が浮かんでくる。例えば新型コロナウイルスに感染したとか、インフルエンザにかかったとか、交通事故で入院してしまったとかでやむを得ず受験ができなかった子供たちに対して、どうやって救済していこうかということで、東京都教育委員会でも、協議を重ねてきたところである。

英語スピーキングテストというのは11月に別途、通常の2月に行う試験とは別に、先立って実施することになっている。そのため、やむを得ず英語スピーキングテストが受験できなかった子供たちに対しては、2月の当日、ほかの3技能の英語学力検査の点数を換算して、受験していた他の子供の3技能の点数と近い形のスピーキングテストの結果とできる限りすり合わせていくような形を、今回、東京都教育委員会は取ったところである。

それに対して、完全に公平、不公平というのがなかなか見極め切れないところであるが、東京都教育委員会としては最も合理的であろうと、公平性を担保した形で実施するということになる。

それから、英語スピーキングテストのやり方についてだが、今度11月の後半に、都立学校などを会場として子供たちが受験する。1人1台タブレット、ヘッドホン、マイクを与えられて、およそ15分程度の時間で、文章を読み上げたり、イラストに応じてストーリーを英語で話したり、英語で会話のやり取りをしたり、タブレット上で試験を行うといったシステムである。

仲山委員

その場合、評価というのはどのようにするのか。

教育指導課長

その場で採点されるわけではなく、録音されたものを委託業者が一括して採点していく。おおよそA段階からF段階までの6段階に分けて評価し、20点満点で得点化していくというやり方を進める。

教育長

ほかにないか。

岡田委員。

岡田委員

英語スピーキングテストの学校の準備状況について教えていただきたい。例えば、既に保護者にはリーフレットなどを配付して、説明をしたり、子供たちも受験に当たっていろいろ準備をしているのではないかと思うのだが、その辺の準備状況を教えていただければと思う。

教育指導課長

英語スピーキングテストはESAT-Jという呼名を使っているが、昨年度、一昨年度もプレテストという形で、各学校では取組をしていて、英語スピーキングテストがあるということ自体は、保護者会などを通じて事前に保護者、子供たちには伝えられてきたところである。

実際に英語スピーキングテストのリーフレットについては、この1学期に保護者宛てに配られて、3年生を対象とした保護者会と、10月の進学説明会などで改めて、やり方、受験の仕方などについてご説明をさせていただいているところである。

また、それに合わせて、当該学年を含めた英語の授業の中では、スピーキングに関する学習を、ALTを十分に活用しながら進めているという状況である。

教育長

ほかにないか。

仲山委員。

仲山委員

7ページの答弁(2)に、「区立小中学校の敷地内の防犯カメラは、現在383台が稼働している」とあるが、敷地内の防犯カメラは、どなたかがリアルタイムで確認しているのか、それとも、ただ単に録画しているだけなのか。

学校施設課長

敷地内の防犯カメラについては、モニターを事務室や職員室に置いている。こちらの方で、リアルタイムで見ることができる。また、画像についても録画できるような形で対応しているところである。

教育長

ほかにないか。

岡田委員。

岡田委員

13ページの子供の相談窓口について、答弁(1)に、「悩みの内容に応じて区では、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教員や児童館職員など、専門性を有するスタッフが子供たちの話を丁寧に聞き取り」とあるが、これは感想なのだが、私の周りにいる子供たちの中で、非常に課題を抱えている子に対して、スクールソーシャルワーカーの方が夜遅くまでとてもよく対応してくださっている。これからも子供たちを取り巻くいろいろな方々が、このようにやっていただければ、すごくありがたいと思った。

教育長

ほかにないか。
どうぞ、中田委員。

中田委員

不登校についてだが、たまたま知り合いのお子さんに起立性調節障害があり、朝起きられないということを聞いた。不登校は必ずしも学校内の人間関係や学習の遅れだけではなく、自分でもどうしていいかわからないことで学校に行けない子もいる。真面目でいっぱいいっぱいになってしまう子がなりがちなのかなというところがある。

目的や夢があれば将来頑張れるという話を聞くと、早い段階から自分の進路を決めなければいけないとってしまうが、そうすると、夢がないことに負い目を感じる子もいたりするため、そうでなくてもいいのだよということで、小さいうちから悩みを聞ける場所があるといいなと思っている。

なので、ぜひスクールソーシャルワーカーやカウンセラーの方たちが活躍して、子供たちの悩みを、本当に小さな悩みのときから聞ける環境をつくっていただきたいと思う。

教育長

ほかにあるか。よろしいか。

では、私からお伺いする。6ページの学校給食について、先ほど資料説明の際、教育総務課長から葛飾区の学校給食費無償化の件について報告があった。もし練馬区で給食費を無償化した場合、どのくらい予算が要するのか、また、それによってどのくらい教育行政に影響があるのか、どのくらい予算の割合を占めるものなのか教えていただきたい。

保健給食課長

まず、給食費を無償化した場合の予算であるが、年間25億円から27億円を要すると試算している。こちらについては、単年度で終わらせるということとはなかなか考えづらい性質のものである。25億円から27億円という数字に関しては、教育費の予算全体のおおむね8%を占めるということで、他の事業への影響は必至と考えて

いる。

教育長

令和4年度の練馬区の当初予算が2,912億4,480万円である。そのうち、教育費の予算は約305億円で10%強を占めており、給食費を無償化した場合の予算は、その305億円の中の8%に相当するものだということである。なかなか財政的にも厳しく、先ほど保健給食課長からもあったが、一度始めたら単年度だけでは終われないものである。

今回の補正についても、上半期分で5,900万円、下半期分で8,100万円。上半期分が少ないのは、8月が夏休みで給食がないためである。

ほかにはないか。よろしいか。

それでは、報告の①を終了する。

② 令和5年度学校用務業務民間委託について

③ 令和5年度学校給食調理業務民間委託について

教育長

報告の②についてだが、報告の③についても関連する案件のため、一括で説明し、質疑についても一括でお願いしたいと思う。それでは、お願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

では、ただいまの資料2、資料3の報告について、何かご質問等があればお願いする。

よろしいか。

それでは、報告の②と③を終了する。

④ 練馬区立保育所運営業務委託事業者の決定について

教育長

それでは、報告の④をお願いする。

保育計画調整課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの資料の件についてご質問等があればお願いします。
よろしいか。
それでは、報告の④を終了する。

⑤ その他

教育長

その他についてであるが、事務局から何かあるか。

事務局

教育長、事務局である。
現在のところ、ほかにない。
以上である。

教育長

委員の皆様から何かあるか。
どうぞ、岡田委員。

岡田委員

先ほどの給食費の無償化について意見を申し上げたい。私としては、無償化には反対の立場で、教育費の予算の8%という割合は非常に大きいと思うし、この予算があれば、他の必要なところに向けられる部分が大きいと思う。

葛飾区には葛飾区の事情がおりかと思うが、練馬区ではこちらの方針どおり、無償化をしないで進めていくべきではないかと考えている。

保健給食課長

先ほどは費用の面について説明したが、それ以前に、学校給食法という法律に基づいて、基本的に食材料費は保護者の負担ということが原則と決まっている。練馬区としては、その原則を重視してきた。

また、経済的に支援が必要な方に関しては、就学援助などの制度をもって給食費の負担がかからないようにしているので、そうしたことも併せて、現在のところ、無償化にするような考え方はしていないという状況である。

岡田委員

よろしくお願いします。

教育長

ほかに、本件以外にも何かあったらお願いします。よろしいか。
それでは、以上をもって、第19回教育委員会定例会を終了する。